

定例教育委員会

- 1 日 時 平成25年7月23日(火) 午後 5時30分から午後8時32分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 小会議室
- 3 出席委員 青島委員長 田中委員 江間委員 杉本委員 飯田教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 こども課長 幼児教育等担当参事 幼稚園・保育園支援室長
こども課長補佐 市民活動推進課長

5 傍 聴 人 0人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

- 1 平成25年度磐田の教育について
(教育総務課長)

一括して教育総務課から説明をさせていただきます。

「平成25年度磐田の教育」につきましては、6月28日の定例教育委員会において議案第43号として提案し、ご意見をいただきました。そのご意見を踏まえ校正した内容を再度議案として提出させていただきました。前回からの主な修正点を中心に申し上げます。

最初に、表紙の次のページですが、「発刊に当たって」の言葉を青島委員長からいただきました。大きな修正点は3点です。

1点目は、9ページ、施策2の主な取り組みの についてです。

枠内の「子ども個々の育ちを、学府内において継続して共有していきます。」の箇所ですが、従前の「子ども個々に関する育ち」を「子ども個々の育ち」に修正し、アのうち「一人一人のより良い育ちにつなげます。」を「一人一人のよりよい成長につなげます。」と修正しました。

2点目は、66ページです。

タイトルを「学校協議会」から「学校協議会・学校運営協議会」へ修正、下から5行目で、「地域とともにある学校づくり推進事業」を「地域とともにあるコミュニティ・スクールの実践研究」に修正、最後の行で「4校を研究指定し、来年度以降導入するかを検討する。」を「4校を研究指定し、該当校に学校運営協議会を設置する。来年度以降導入するか検討する。」に修正しました。

3点目は、111ページの津波警報・注意報発表時の対応基準の修正です。

従前は、警報・注意報とも同じ対応基準でしたので、例えば、在校中の注意報の場合であっても、「安全確認後、保護者引渡し」という対応でした。

これを、津波注意報時のこれまでの対応の実情を踏まえ、津波警報発表時と津波注意報発表時の対応を分離しました。

そして、注意報発表時は、「津波の発生が、遠地・近地にかかわらず、安全の確認ができれば、登校前、登校中、在学中、下校中の全てにおいて通常通りの対応となる。注意報から警報に変更された場合には、速やかに警報の対応をとる。」に修正しました。

なお、気象庁の特別警報の運用開始が8月30日と聞いていますので、この詳細が示された段階

で、必要があれば再度対応基準の見直しを行います。

そのほかの修正点は「変更・訂正等一覧」をご参照願います。

なお、表紙の写真の内容はお手元の資料のとおりですが、該当する幼稚園・小中学校へは顔写真の掲載について問題のないことを確認済みです。

以上です。

< 質疑・意見 >

Q 細かい点についてですが、ページの数字のフォントが違うところがあるのですが。

A 業者の方にて修正します。

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

1 市民活動推進課

・磐田市少年補導センター運営協議会委員委嘱について

（市民活動推進課長）

資料の3ページになります。磐田市少年補導センター運営協議会委員の委嘱につきましてご報告をいたします。

磐田市少年補導センター運営協議会は、補導センターの適正な運営を図ることを目的に補導全般に関することや補導センターの運営について協議を行う協議会になっております。今年度は委員の改選の年になりましたので、学校関係者・関係行政機関の職員・補導員から新任5名を含めて委員10名の方を磐田市少年補導センター要綱第6条の規定によりまして、教育委員会が委嘱又は任命をしましたのでご報告をいたします。

なお、任期については2年となっております。

< 質疑・意見 >

なし

2 こども課

（こども課長）

本日は2点につきまして報告をさせていただきます。

まず、1点目につきましては「(仮称)福田幼保園の新規事業と進捗状況について報告させていただきます。幼稚園・保育園支援室長から報告いたします。

（幼稚園・保育園支援室長）

資料に沿いまして進捗状況を報告をさせていただきます。

（仮称）福田幼保園の設置の目的ですが、振り返らせていただきまして、地震による津波被害の災害等に対応するために、福田地内にあります幼稚園と保育園を統合して（仮称）福田幼保園を建設するというものでございます。入所児童の幼児教育・保育の充実と利用者の安心・安全これを目的にやっていきたいと思っております。

計画の概要です。開園は、目標として平成27年4月を開園とさせていただきたいと思っております。

建設予定地につきましては、次のページにも地図を付けさせていただきましたが、福田小学校西

側の隣接地に建築を予定しております。敷地面積につきましては約 10,000 m²、2 階建てで約 3,000 m²を建築面積というふうに考えております。

運営の形態につきましては、公設公営でやらせていただきたいと思います。

施設の規模、定員ですけれども、現在調整中ですが約 300 人でやりたいと思っています。施設につきましては、そこを（資料を）みていただければと思いますが、総事業費といたしまして約 16 億円ほどを見込んで準備を進めているところでございます。実は東日本の建築ラッシュで建築単価がかなり高騰しております、鉄骨とかコンクリートの仕入れ、あとは建築業者がかなり向こうの方に流れているということもございまして、金額につきましては若干増えている可能性もございしますので、ご理解をお願いいたします。

現在の進捗の状況ですけれども、基本設計や実施設計、用地測量等を実施いたしまして 5 月には農用地の除外の許可をいただきました。現在は農地転用の許可を待っている状況でございまして、転用の許可が下りしだい用地買収を進めていきたいと思っております。地権者の方には合意をいただいております。今後ですが、早ければ 9 月の末ぐらいから造成工事に着手をし、26 年度には建築工事に入っていきたいと思っております。皆様のところにお配りしたのはイメージ図なんですけれども、カラーで最新のものをつけさせていただきました。ただ、真ん中の市のマークとか横に虹みたいのがありますが、それにつきましては今後変更になる可能性は十分にありますので、今後の設置業務の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

< 質疑・応答 >

Q 27 年開園というところかなり早いんですね。

A 予定スケジュールの中でも、公共事業で土地を取得してという概ね 4 年以上かかるというのが一般的ですが、やはり津波という不安と老朽化している施設の早期改築という視点でですね、できるだけそれに向かって頑張っていきたいと思っております。予定どおり進んでおります。

Q 第 4 次被害想定の中にこの場所は入りますか。

A 建設予定地は真っ白な場所になっておりますので、津波が来ないと思っております。

Q いざというときには福田小の屋上に上がる訳ですね。

A 津波の想定は今の所は仙台の地形と似ておりまして、海岸ではかなり高い津波が来るんですけども、現在の場所についてはほとんど来ない位置になっております。万が一ですが、この福田幼保園は鉄筋コンクリートで造っておりまして、なおかつ支持層という硬い層までパイロンを打ち込んで造りますので津波にも耐えられる構造で考えています。

なお、2 階の部分になりますと地表面から約 7 m の高さに設定させていただきますので、十分に自園での避難は可能だと考えています。

Q この幼保園の屋上は、どうなるんですか。

A 屋上はその画のとおり通常の屋根になりまして、敢えてその上に非難する構造では考えておりません。

Q ここを避難場所にするという意見はなかったんですか。

A 地元の説明会におきましてはそこを避難地にしてほしいというご要望は承っておりません。ですけれども、やはり公共施設ですので地域の方たちが有事の際には集まっても対応できるような形にしたいと思っております。隣の小学校と相談して考えていきたいと思っております。

もし地震がくれば隣の小学校に避難してもらいます。

子どもたちはいいのですが、一般の方が避難する場所がほしいという場合はどうなるのでしょうか。小学校だけでは足りないと思います。もし、こういうのを造るのならそこにも避難できると安心と思います。位置的には微妙な距離ですね。

実際には2階の高さの位置に逃げている訳ですよ。1階まで水がきた場合は少し怖いですが隣の小学校に避難すればよいと思います。

そこまでの高さの津波が来るとなれば、想定の間でもかなり計算できますので小学校の方へ、万が一想定では考えられませんが、来た場合には避難させていただきたいなと思います。

Q 小学校ではどのくらいの高さになるのですか。

A 屋上でいっても13m、3階の部分でも10mとかいう高さですので、十分屋内での避難で可能です。

このデザインは決定ですか。屋上に出れるとよいと思ったものですから。

Q 屋根は太陽光発電とか予定はございますか。

A 一部、国の方から補助をもらいまして太陽光発電とか付ける予定であります。

Q 駐車場のスペースでは何台駐車できますか。

A 駐車場は約100台を予定しておりまして、小学校さんの駐車場が手狭という話も聞いておりますので行事のスケジュールがかみ合わないよう調整をして、小学校にも一時使っていただいたりということで効率を図っていきたいと思います。

(こども課長)

それではもう一点、子ども子育て支援法施行ということで、平成27年4月から本格的実施が予定されております。子ども子育ての新しい制度につきまして課長補佐から説明させていただきます。

(こども課課長補佐)

子ども・子育て支援新制度ですが、平成24年8月に成立しました「子ども・子育て支援法」、それから「認定こども園法の一部改正法」この2つの法律に関連する「...関係法律の整備に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度の部分について子ども・子育て支援新制度と言っております。

めくっていただいて、「子育てをめぐる課題の解決をめざします」と書いてありますが、この課題を解決するための新制度ということでございます。

課題のひとつめは、親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれていますという課題。

ふたつめは核家族や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているという課題。

みつめは都市部を中心に保育所に入れないう待機児童が存在しますという課題。

そういう課題に向けて新しい制度ではその解決をめざすということで、課題1に対しましては質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供していくということです。基本的には認定こども園の設置をしていくということです。認定こども園のメリットは？ということで書いてありますが、保護者が働いている・いないにかかわらず利用できる。それから、保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる。それから、認定こども園に通っていない子どもの家庭を含め、「子育て相談」

「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができる、認定こども園ですと子育て機能を付けなさいとありまして、例えば子育て支援センターを幼保園の中に設けるというのも必要になってくるということです。

それから、課題2に対して子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させていこうということで、支援の例は？と書いてありますが、親子が交流できる拠点の設置数増加、これは子育て支援センターとか児童館とかをもう少し増やしていこうということ。それから、一時預かりの増加、教育委員会が関係してきますが、放課後児童クラブの増加。対象を小学校6年生まで拡大する。この辺の検討が必要になってきます。

今、3歳から5歳の壁としては保育園に入れないので、中々仕事に就けないというのが正直あります。それから、小学校4年生の壁というのが、4年生になると中には放課後児童クラブに入れなくて親が仕事を辞めざるをえない、そういう状況があるということで、対象を6年生まで拡大をいうところであります。

それから、3番目の課題に対しては待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数を増やしていく。待機児童の解消を計画的に進めて、国も財政的支援をしていきたいと思います。地域のニーズを踏まえて、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備する。それから、少人数の子どもを預かる小規模保育などの地域型保育を組み合わせ待機児童の解消を計画的に進めましょうということ。地域型保育ですが、基本的に19人以下で企業内保育などが対象となってきます。

新たに少人数の子どもを預かる保育などの財政支援、今言いましたが保育ママとか企業内保育こういったものを充実させて、待機児童を減らしてさらには財政支援を新たにしましょうということです。

三番目はどちらかという都市部ではないところですね、さらに認定こども園になるとそういう小規模保育と連携してやっていこうという形になります。磐田ではそれほどないのかなと思います。

それから最後のページ4ページ目になりますが、「子ども・子育て支援新制度」はいつからスタートするのですか？ということですが、平成27年度に本格的スタートをしていくというつもりで行っています。財源が消費税増税を見込んでおりますので、この動向によってはどうなるのかなとありますが、つい最近の選挙の結果を見ますと予定どおり平成27年度より施行するというつもりで私どもは準備を進めております。

そこに年度別に主なことが書いてありますが、平成25年度につきましては、子ども・子育て会議の設置。具体的な検討を行うという部分がありますが、それと同時に保育の需要であるとかそれからいろいろな子育て支援の事業がありますが、それについてどんなニーズがあるのかということで本年度ニーズ調査というものをやろうということで今進めさせていただいております。

先週プロポーザルで委託業者を選定し、結果を受けて今後最終的に内容について進めてまいります。

それから、26年度ですが前半くらいまでは計画の組織を大方確定していかないといけないと考えています。後半になりますと、今まで保育園を利用する場合は27年度からはどれくらいが保育に必要となっていくか、教育の量が必要になってくるか、就学前の園児全部に認定行為が必要となってきます。それが26年度の後半から始まってくるかと思いますが、その実施方法については具体的には、今やっと国の方で検討が始まった段階で、具体的な詳細についてはまだ把握していない状態です。

ただ現行の保育にかける基準がありますので、その辺のところを重視しながら認定行為の詳細が決まってくるのかなと思っています。

そういった準備をしたうえで平成 27 年 4 月 1 日から新しい制度に変わっていくということです。

それから、2 番目の新しい制度での認定子ども園や幼稚園、保育所などの利用方法ということですが、これは利用をしたいという保護者が市町村から保育の必要性等の認定を受ける。利用者の方には、認定に応じ希望する施設を選択していただくこととなります。

また、利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて市町村による利用の調整や施設のあっせんなどの支援が受けられますということで、基本的に保護者と施設との契約というふうに進んでいくんですが、ただ当面の間、保育園にあたっては市町村に申し込んで、市長村が調整するというところで現行と基本的には変わらないということです。

それから利用者負担ということですが、応能負担が基本ということで聞いておりますが額についてはまだ一切明らかにされていないところです。

それから、4 番目のところでは新しい制度では多様な事業に対して財政支援を行っていくということです。今までの国庫負担が給付という形でくる。それから一般的な子育て支援事業については従来どおり交付金という形でくるということです。

その後、この子ども・子育て関連 3 法について資料をご覧いただきたいと思います。

2 ページのところは先ほどのパンフレットに書いてあるとおりです。3 ページ、4 ページのところですが、これが子ども・子育て関連 3 法の趣旨と主なポイントということです。ポイントして認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設、認定子ども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援各種事業の充実を図りましょう。それから基礎自治体が実施主体になります。ニーズ調査に基づいて計画を策定して給付事業を実施。社会全体による費用負担。これは、基本的に消費税の増税によるもの。それから、政府の推進体制ということで基本的に内閣府が所管をしていく。それと子ども・子育て会議の設置ということで国には法定で、それから県・市町村については設置に努めてくださいということでした。民主党政権時代は設置することができるということでしたが、自民党に代わりまして三党合意の中で設置努力義務となりました。

続いて、子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像ということで、そこに子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業、この 2 本立てがあります。

まず、子ども・子育て支援給付は施設型給付と言って、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付となります。基本的には今まで保育所での運営費負担金とか私立幼稚園の県の運営に対する補助金とか、形を変えて給付として保護者の方に支給される、実際にはそれを施設の方で受け取るということになるかと思いますが、ただし、私立の保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとするということです。

それから、地域型保育給付ですがこれが新たに給付の対象となってくるということです。詳細については資料の 20 ページに地域型保育給付の創設ということで、基本的な制度設計になっています。対象は小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、家庭的保育（利用定員 5 人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育です。ただし、これは全て 3 歳未満の児童が経費の対象です。

5 ページに戻っていただいて、もうひとつが現行の児童手当がそのまま残ります。続いて大きな柱の地域子ども・子育て支援事業ですが、これは全部で 13 事業からなっていて資料の 24 ページに書いてあります。地域子ども・子育て支援事業の対象範囲についてということで、利用者支援、地域子育て支援拠点事業、その他に放課後児童クラブもあります。妊婦健診、実費徴収に係る補足

給付を行う事業（園に入るときの学用品等の支給、詳細はまだ不明）、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（詳細については不明）があります。この13事業が地域子ども・子育て支援事業として充実・拡大していこうということです。

6ページに子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）ということで、ニーズ調査からどのように流れていくかというのが書いてあります。需要の調査・把握をして市町村の事業計画を立てましょうということです。計画は27年度から5年間となりますが、各年度の特設教育保育施設必要利用定員数、まずこういったものを見ましょう。それから教育保育の量の見込み、その見込みに対する確保・実施時期等計画に書いていきましょう。他の事業も同様に書いていきましょうということになります。できるだけ、計画の中に盛り込んでほしいというのが、子どもの養育関係の整備に関するところで、要保護児童の県との協力体制の在り方とか市町村がどう考えているのかということも書いてほしいということです。

16ページをお開きください。新しい制度における市町村が関与した場合どうなるのかということで、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みを作る。この客観的基準については、今後国から示されるということです。それから、施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、法定代理受領の仕組みとする。契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与のもとで保護者が自ら施設を選択できし契約する制度としています。入園希望者が定員を上回る場合は施設が国の選考基準に基づいて選考を行います。ただし、私立の保育所については児童福祉法におきまして、市町村と保護者が契約をして、私立保育所に対して委託をして行う。基本的に今の状況とは変わらないということです。

17ページのところにイメージがあります。市町村が利用について調整を行い、認定こども園・公立保育所、地域型保育は施設・事業者と利用者との契約を行います。保育の必要性の認定・認定証の交付や利用可能な施設のあっせん・要請などを行います。

それでは、今ニーズ調査をやったり、いろいろ調査を経て今後の計画づくりをするということをお話させていただきましたが、現在磐田市では磐田市版の子ども・子育て会議をつくって進めさせていただいています。磐田市子ども・子育て会議条例を6月に議会に提案させていただき、今月11日に原案どおり可決いたしました。子ども・子育て会議の主な所掌事務ですが、第2条に書かれております。特定教育・保育施設（認定子ども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について、それから特定地域型保育事業の利用定員の設定について、子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事、子ども子育て支援に関する施策の計画的推進・進捗状況について、この4つについて事務を行うということですが、意見をいただけて、調査・審議していただくということになります。会議の方ですが、委員15人以内をもって組織するというので、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、それから学識経験者、その他市長が必要と認める者となっております。

この構成は具体的には国の雛形はできていませんが、国の子ども・子育て会議の構成を参考に幼稚園・保育園の関係者を入れて組織してというのもありましたので、今年度は3回くらい開催していければと考えております。磐田市子ども・子育て会議委員構成についてですが、幼稚園・保育園PTA等の保護者、小学校の保護者、子育ての代表、企業の代表、労働者の代表、それから子ども・子育て事業に従事する代表として幼稚園・保育園、民生委員さん、発達支援センター、学識経験者として2名、それから市長が認める者として公募の委員とこの新しい制度の前に次世代育成推進法というのがありまして、その関連の会議がありましたので継続という意味の中でその会議の中から

委員さんを選んでいきたいなと思っております。この子ども・子育て会議についてはこの会議を設けた場合、所掌事務を決める場合は意見を聞きなさいとあります。会議を設けない場合は意見を聞かなくていいのかというと、そうではなくやはり関係者の意見を聞きなさいとなっております、それでしたら、ちゃんと会議を設けて意見を聞いていこうということで磐田市では進めさせていただいております。県内各市の状況ですが、この6月議会で条例を制定したところは5市程度でして、後のところは9月以降の対応になるのかなと思います。お隣の神奈川県とかはもっと早く2月頃から動いております、静岡県は全体的にはちょっとゆっくりめかなとそんな動向です。

私からは子ども・子育ての新しい制度と現在進めております磐田市の子ども・子育て会議について説明させていただきました。

< 質疑・応答 >

(教育総務課長)

1点補足説明させていただきます。先ほど報告のあったパンフレットの中で放課後児童クラブの関係がありました。放課後児童クラブの増加、対象を小学校6年生まで拡大とありますが、今現在は10歳未満という事で3年生まで受け入れしていますが、先ほど需要見込調査とありましたので、そこらへんを調査する項目になろうかと思いますが、実際にやるについてはあったらいいですかという話ですと、当然あればこしたことがないという回答になりますと、とんでもない結果になりますので、その辺は調査内容を精査しながらということと実際に実際、小学校5年～6年になると下校時間も遅くなり、1時間居たかどうかという状況が果たして効果があるのか、そこらもトータル的に検討しながら、柱を作っていくかなければと思っています。教育委員会で持っている部分ですので補足をさせていただきました。

Q 子育て会議のスタートはいつ頃からですか。

A できれば9月中から10月あたにはスタートしたいと考えています。

Q 現在、メンバーを募集しているのですか。

A 庁内で検討していきまして、決まり次第ご報告させていただきます。

Q 福田の幼保園もそうだと思うのですが、今まで保育園勤務の先生と幼稚園勤務の先生とが同じ中でやっていくことになると思いますが、以前、先生方の研修というか、他のところで聞いたのですが、年中さんの3学級の中に1学級だけ保育園勤務だった先生がいて、その先生が年間の幼稚園としての教育カリキュラムに基づいてやって下さらないということを聞きました。そうした場合に幼保園が今後始まってくるとそれぞれ保育園にいた先生も、幼児期に質の高い学校教育と書いてありますが、そういう面の研修とかはされていく訳でしょうか。

A 基本的に考えているのは、0歳から2歳までの保育と3歳から5歳については保育ではなく全て教育と考えておりまして、先生についてこれからは幼稚園教諭の免許と保育士の免許、両方持っている先生ということで、どちらかしかない先生についても両方とももらうということ。あくまでも3歳から5歳については同じ教育。福田幼保園だけではなくてですね。同じカリキュラムのなかで教育していくということで考えています。

Q なるべく現場が混乱しないようにしていただきたいと思います。

A カリキュラムについては今PTAの方を含めて、幼稚園・保育園全部の園長先生集まって今話し合いをしているところです。

補足しますけれども幼稚園は幼稚園教育課程、保育所は保育指針とあって認定こども園につき

ましては国の検討部会で、両方を併せて新しい認定子ども園での指針になるものを検討していますので、それが出てくれば市の方もそれに基づいて、対応していきたいと思います。

Q この中で病気の子どもの保育、例えばインフルエンザにかかっても前より許可が出るまでが延びています。以前はお熱が引いてから3～4日というのが今は1週間になったりすると、どうしてもお母さんが長くお休みできないということで、病気のお子様を預かるときは施設内に看護師さんとか医療関係者が入るといったことなのですか。

A 今でもですね。保育園なんかはそういった保育園もありますが、今度の福田幼保園については、今後の検討課題として検討させていただきたいと考えております。

先ほどの条例（磐田市子ども・子育て会議条例）の6ページの第3条の2で委員は、「次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。」と記載されています。そして、(6)に「その他市長が必要と認める者」とあります。そうしますとこれは任命するものを書いているのかと思いますが、この中にどのような人が入ってくるのですか。

この新しい制度の前に次世代育成推進法というのがありまして、その関連の会議がありましたのでそこから1人、もう1人は公募の委員の2人をその他市長が必要と認める者として考えています。

Q これは任命ですか。

A 委嘱になります。

Q 市長が委嘱する者だけで任命はないということですね。

A 今のところ任命はないです。

Q 全国の組織を見ると28ページ（子ども・子育て会議委員）に公立幼稚園園長の代表がここには出ています。任命する人がいないとなると幼稚園の園長は磐田市では入ってこないということですか。それでよいのかどうか、その考え方を教えてください。

A 個人的試案では入れたいと考えておりますけれども、事務局として参加していただいて園長さんの意見は別途のところで伺いたいと思います。

Q しかし、磐田市として公立幼稚園が23園もあるのに、園長の考えがこの子育て会議の中に出てこないというのはどうかと思いますがその辺はどう考えていますか。

A それにつきましては、いろいろな意見があったのは確かなんですけれども、まず全体の人数を見たときに、あまり多いと意見が通り一遍のことしか言えなくなるので、委員の人数はなるべく少ない方がいいだろうというのがひとつ協議の中にはありました。ひとつずつ人数とどういった対象の方を選んでいったときに、公立幼稚園の園長先生については人数が多くなるということで事務局として、我々の方で先生方の意見を汲んで提出すれば足りるだろうということで、主には全体の人数をなるべく縮小したいということからこのような人選になった経緯でございます。事務局としては当然、公立幼稚園の先生方のご意見、そういったものは反映させて提案していきたいと考えております。

教育委員会とすると、幼保園になっても子どもの幼児教育については教育委員会が担うという立場にあります。そうしたときにその教育について公立の幼稚園の園長さんが同じテーブルの中に一人入っていくということは、委員の皆さんはどう思うかは分かりませんが、私は入るべきだと思います。

教育長のお話と関連しますが、教育委員会の委員は今の状態ですとこの会議には入らないです

ね。そうしますと、報告として上がってくるだけになってしまいます。それで教育としての我々の意思が伝えられないというところが少し気になるところです。この子育て支援法も確かに幼保一体となって制度として利便性が高まってくると思いますが、私は益々親から子どもが離れていくような感じがします。同じ施設で3歳から幼稚園教育をするということになっても、「わたしは0歳から2歳までは家で育てるわ」という強い意志のお母さんがこれからどれほど出るかとなると、ほとんど0歳から預ける傾向になるような気がします。その辺の歯止めを掛ける意味でも教育委員会の意見を会議に取り入れたいなという印象を持ちました。それが今の公立幼稚園の先生の話と同じ意味合いになるのかなと感じがしたものですから、人選について再考していただきたいなと思います。

Q 私立の幼稚園に選任依頼をとということですが、なぜ私立だけを決定されたのか教えてください。

A 公立幼稚園の保護者の方には参加していただくというのは考えていますので、特に私立保育園だけという訳で人選しているわけではないです。ただ、先ほど言いましたが、全体的な人数を考えると公立の園長先生にはちょっと遠慮していただいて、事務局として反映できればということで人選をしました。ただ、この条例では(1)~(6)委員ということで大まかな規定しかしてございませんし、それぞれの具体的な人選についてはまだ動いてはいないものですから、その辺のご意見があるということであれば、一度検討させていただきたいと思います。

Q P T A代表と保護者代表という意味の違いを教えてください。

A 保護者代表というのは、保育園で、P T Aは幼稚園ということで若干違いますが、一人ずつと考えています。

会議の人数があまり増えるといろいろな会議、協議会、委員会があり、ほとんど意見が言えないまま終わってしまうことが多いということですが、会議の仕方を少し工夫したらどうかなという感じがします。メンバーは増やしても必要な人は入れてたくさん意見を出していただき、もっと議論ができるような会議にするべきだと思います。よくある協議会とは違う意味合いで重要な会議になると思いますので、委員が15人目一杯にしてでも意見が出やすい会議の仕方を考えていただきたいと思います。

私も同感なのですが、あくまでも3法の趣旨というのはここに書いてあるように保護者が子育てについての一時的な責任を有するというその基本があると思います。ただ、受入れの部分だけが先行してしまう。むしろそのところについて真剣に考えられるような委員構成をもっていく必要があると思います。保護者やP T Aの様々な要望の受け皿だけでいってしまうというのは危険というかそこを危惧します。

Q このメンバー構成では、単に利便性の追求に議論が集まる可能性があるのではないのでしょうか。

A 計画自体はですね、国も基本指針を示すということで検討しているみたいですが、やはり教育の基本となるものはしっかり押さえていく必要があるので、その範疇を超えてですねやたらめったら言われても困るなと思います。もうひとつ委員のメンバーを再構築するというのもひとつですが、もうひとつは第6条に意見の聴取というのがありまして、こういったところでいろいろな顕著な意見を聴いていくというのも可能かなと考えました。いろいろ含めて検討させていただければと思います。

Q この会議の趣旨を再確認させてください。

A この新しい支援制度を進めるに当たって、国が当事者の意見を取り入れて制度を円滑に推進していきたいというところがこの会議を設けた大きな趣旨かなと思っています。この「地方版子ども・子育て会議について（追補版）」の中に、市町村計画、都道府県計画等を子育て当事者の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。と書かれていますので、計画や実施にあたって意見を反映しながら進めていくのが基本的な役割になるのかなと思います。この会議は計画決定機関ではありませんので、審議してもらおうところでありますので、あくまでも計画の決定は磐田市となります。

そうすると、私立幼稚園の意見は聴く場所がないから委員に入っていたら、公立幼稚園の園長の意見はこの会議の場で聴かなくても事務局サイドで意見を集約するというところで、この会議は意見を聴く場という考えでいいんですね。

Q 放課後児童クラブが6年生までと書いてありますが、「それは大賛成、お願いします。」と会議でそうなった場合にそれは現時点では無理ですと歯止めを掛けられないということはないですか。

A 教育総務課長も先ほど言いましたが、聞き方によってはやはりあった方がいいに決まっているとなります。その辺は需要調査の質問コーナーなど調査手法をしっかりと考えていきたいと思えます。

基本的には議会の中でも設置条例を出したものですから、「委員さんの意見というのは聴くだけで事務局とするとしっかりと聴いてくれるのか。」という質問がありまして、尊重はしますよという答えはさせていただいております。ですから、委員さんの意見を言えば全てが通ることではなくて、あくまでも意見を聴くという立場ですので、意見を聴いた中で市としてどのような計画を作るのかというのは別ですよ。というスタンスでは考えています。もう一度人選含めて協議させていただきたい。

Q この資料をを見ると、県でもつくるわけですね。県の組織など参考にしていますか。

A 県のもははまだ出ていませんしスケジュールもできていません。

各市町村の組織、人選については出来ているところは参考にさせてもらっています。今、資料を持ってないので具体的には言えませんが、そんなには変わってないかと思えます。公立までは書いてはありません。幼稚園従事者とか。

Q 教育行政の中の我々教育委員として、この内容というのは教育に関する重要なものと認識しているのですが、それが補助執行という形で実務が市長部局に行っているということですよ。ですから、それだけの話で考え方、基本というのは教育委員会の話だと理解しています。そういう面でそこのところの考えが危惧されるころだと思えます。

A もう一度検討させていただきます。

Q 決定して、教育委員会は承認だけというのはちょっとつらいです。

A 会議については、市長部局サイドの審議会です。教育委員会部局は改めてお諮りします。

文科省では、幼保で一体的にやったときなどは市長部局の方でもちなさいと、そして教育委員会は教育に関わりなさいとこういうふうにキチンと述べてきています。そうすると教育の部分ということで特に教育委員会はこだわるところだと思えます。

教育委員の皆さんは特に保護者の責任というものを強く思っています。その部分において教育長から補足していただきましたけれど、そういうところがあるのではないかと思います。

3 教育総務課

(教育総務課長)

報告事項「磐田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」

磐田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について報告します。

資料は8ページ以降です。お配りした資料をあわせてご覧ください。

この就学奨励制度は、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校への児童生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減し、これらの学校の教育の普及奨励を図ることを目的とした制度です。

最初に改正の趣旨ですが、障害者基本法の改正趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の取組みの一つとして、特別支援教育就学奨励費の見直しが行われ、支給対象者が拡大されました。これにより、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部が改正されましたので、これにあわせ本市の支給要綱を改正するものです。

次に改正の要旨ですが、国の25年度予算において、「特別支援教育就学奨励費」の支給対象者及び支給対象経費が見直されたこと等に伴う改正です。

16ページの新旧対照表をご覧ください。まず支給対象者の拡大ですが、第1条の趣旨及び第2条の対象者を規定した条文の改正です。小中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒についても新たに支給対象者として加えるものです。

新たな対象障害の程度は、配布資料の改正要旨の四角で囲んだ箇所に記載のとおりです。

これ以外の改正は、第5条では、在学生への支給を第7号で、新入学児童生徒への支給を第8号で規定するもので、また、第7条に規定する様式の名称を変更します。

そのほか、様式変更を行います。9ページの様式4号をご覧くださいと思いますが、右下に支弁区分欄がありますが、25年度から特別支援学級においても区分の表示を設けるという説明があり、「段階(比率1.5未満)」を追記した改正です。10ページの様式5号・15ページの様式11号も同様の改正趣旨です。

また、13ページの様式9号の修学旅行実施内訳は県指定様式に変更します。

改正後の要綱の内容は25年度分の奨励費から適用させますが、拡大の対象者がいない等、現状では改正の影響はありません。

参考ですが、平成24年度におきます認定者の人数を申し上げたいと思います。小学校が179人、中学校が61人、合せて240人という状況でございました。23年度と比べまして若干増加傾向となります。以上です。

<質疑・応答>

なし

<休憩>

報告事項「豊岡東小学校、豊岡東幼稚園の統合について」

6月28日の定例教育委員会における報告以降の状況を報告させていただきます。

7月11日(木)に、豊岡東地区協議会理事の方々と豊岡東小保護者の方々による豊岡東小及び豊岡北小の授業参観が行われました。これは、去る6月20日の豊岡東地区協議会理事会における

提案により実施されたものです。参加者は、協議会理事が 19 名、保護者が 5 名と聞いています。豊岡東小の 2 時限目の授業、豊岡北小の 3 時限目の授業を参観されました。

参観された方々の感想や意見は、7 月 18 日（木）に開催されました「東地区協議会理事と豊岡東小 P T A との意見交換会」でそれぞれ発言されました。

7 月 18 日（木）のこの意見交換会の参加人数は、協議会理事の方が 12 名、保護者の方が 15 名、豊岡東小の校長・教頭先生の計 29 名で、15 名の保護者のうち女性の参加者は 7 名でした。

意見交換の内容は、最初に授業を参観しての意見等、次に、仮に 26 年 4 月 1 日が延びた場合、豊岡北小で学ばせたい保護者の思いへの対応やその他全般について、というものです。

まず、両校の授業を参観しての感想・意見ですが、保護者からは、

- ・半分は自習で、半分の時間は無駄にしていると思った。早い統合をという思いである。
- ・3 学年で体育の授業をやったりすることが本当にこれでいいのか。運動能力の低下が気になっている。

一方、

- ・東小の教育環境はいい。それをつぶしてまで複式でないところへ行かなくてもと思う。複式が必ずしもいいとは思わないが、これのみにこだわるのはいかがか。
- ・複式でなければ勉強するかといえばそれは別である。要は子どもがやる気を出せるかであり、これが東小にあるのか、北小にあるのか。
- ・複式はいいところもある。等の意見が出されました。

理事からは、

- ・反対を向いての授業はどうかと思った。違和感を覚えた。
- ・複式を初めて見たが、これで学校なのかと思った。おとなしいし、分かっているのかいないのか、意見を述べない。北小は東小と比べ騒々しく私語もあったが、あの中で競争心が生まれる。
- ・複式授業は背中合わせであり反対側を気にする。声を落として萎縮している感じ。また、家庭の団欒をそのまま学校にもっていつている感じである。

一方、

- ・複式学級の違和感はなかった。子どものいいところを上手に引き出していた。
- ・自分の子どもは複式で過ごしたが、先生が教えたあとの時間は児童にまかせられ、みんなで協力して勉強していた。
- ・参観の時々で違う。メリット・デメリットの両面がある。先生の目が行き届くのは事実である。流れの中で仕方ないと思っていたが、保護者の思いも分かる。

授業参観以外の意見等では、保護者から

- ・豊岡東小は横のつながり、地域や人とのつながりが濃いところである。地域とのつながりがいい学校と思っている。保護者の思いは 5 月のアンケートに表れているのが結果と思う。

一方、

- ・統合に関する会合には何年も出ているが、ここがいいと思っている人には言っても受け入れてもらうことは難しい。適正規模で豊岡北小へ通わせたい親がいることも分かってほしい。

また、理事から

- ・今の自分の子どものみでなく、何年か先まで考えて将来の子どものことも考えなければいけない。豊岡北小へ通わせたいという人の意見も尊重しなければいけない。
- 通学区域のことについては、低学年の児童もいることから、通学の便宜を図ってください、

教育委員会の配慮が必要ということも入れる必要がある。

事務局に対しては、仮に統合が延びた場合の通学区域の件について、事務の流れ、時期のリミットについて質疑がありました。

このような意見が出されたあと、小木会長から、今後については、8月上旬に東地区協議会理事会を開催することが報告されました。

以上状況報告です。

< 質疑・応答 >

なし

月例報告

(1) 実施済事業「2 中学校吹奏楽器贈呈式&ミニコンサート」

前回予定事業として報告したものです。予定どおり実施することができました。

(2) 実施予定事業「4 学校防災講演会」

大槌町吉里吉里中学校元校長の沼田義孝様をお招きし、防災講演会を開催します。日時は8月27日(火)10時から、会場は文化振興センターです。当日は、市内小中学校から約100名の参加に加え、自治会連合会から会長及び各支部長の合わせて6名参加の予定です。

4 学校給食管理室

(学校給食管理室長)

21ページからになります。報告事項1件です。豊田学校給食センターの給食調理業務の委託業者の選定をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。豊田学校給食センターですが、平成22年9月から3年間の委託をしております。今回再選定をいたしました。21ページにもございますように選定業者が株式会社東洋食品でございます。ちなみに今まで委託していた会社でございます。説明会参加業者名をご覧いただきたいのですが、今回説明会には4つの会社がきましたがその下の欄、提出書等提出業者名のところにありますように実際提案書を出したのは東洋食品だけということになりました。その結果をもとにそこに審査内容というのがありますが、第1次審査をセンター長及び栄養士を中心に行いまして、第2次審査を事務局長以下事務局の職員と学校長を入れて審査を行いました。22ページにございますように、審査結果というところをご覧いただきたいのですが、基本的には1次審査で100点満点中70.25点、2次審査は500点満点中406点ということで100点満点に直せば80点くらいの点を取ったということでございます。評価につきましてはそこに1~6番にありますところが特に評価をされたということで、東洋食品に引き続き委託して問題ないという結果になりましたので、東洋食品を委託業者として決定させていただきます。

続きまして、23ページの月例報告の関係でございますが、重点事項の報告させていただきます。一番下7番ですが、例年行っております磐田市立学校給食運営委員会を7月10日に実施いたしました。協議内容は記載のとおりでございます。

24ページです。予定事業ですが、これも夏休み中にいつも実施しております事業です。7月31日に給食関係職員によります文化財施設の除草作業を行います。

その下ですけれども、これも例年行っておりますが学校給食関係職員全体研修会、これは年2回行っております。内容のとおり食中毒と衛生管理の基礎知識ということを中心に研修を進めたいと思っております。以上です。

< 質疑・応答 >

Q 入札に関してですが、この4社の中で辞退されるという状況は毎回発生するのですか。

A 今までは10社程度出てきまして、実質的に委託するには無理があるので、その中で3社位にしたいと思っていました。今回豊田の給食センターが3000食以上作っておりますので、今回は3000食以上の実績のある会社ということで、ある程度足きりを設けさせていただきました。今までの選考でも実績は評価されますので、もともと業者を選定する段階で、足きりも設けたために4社しか来なかったんですけどもその中で3社は辞退してきたということです。

Q これは指名競争入札ですか。

A プロポーザル方式、提案方式です。

Q 全て大きな会社ですね。それが辞退していることについてどのように受け止めていますか。

A 大原と豊岡をやっている株式会社メフォスという会社があるんですが、これは恐らく提出してくるだろうと思ったんですが、今年新しく袋井市を受託しまして、こちらで手一杯ということで辞退させてほしいと連絡がありました。他の2社も東洋食品の実績を考慮したということもあるのかなと思います。

ただ、審査自体は厳しく実施いたしましたので、結果に関しては問題ないと思います。

5 学校教育課

(学校教育課長)

磐田市費負担臨時的任用教員の勤務条件に関する要綱の一部改正についてでございますが、資料の25ページから34ページまでの内容ですが、当初電子会議で市の方で例規審査をしていただくという予定でしたが、総務課の方でこの案件について電子会議の対象かどうかということのを再検討したいという申し入れがあったためにまだ例規審査等通っておりません。計画ではこの定例教育委員会に間に合うという予定でしたが、今回については取り下げにさせていただきます。

引き続いて35ページをご覧ください。

7月の重点事項実施済事業の6の市教頭研修会を7月8日に実施した訳ですが、県の地震防災センター所長の小林さんを招いて市内の教頭を集め、防災マニュアルの作成についての留意点に重点をおいて話をさせていただきました。津波を心配しているが、本市においてはやはり揺れというものについてもう一度意識していく必要があるのではないかなというふうなお話がありました。その地域・学校がどんな場所に建っているかということのを意識して、地域の方々と一緒にマニュアルを作っていくことが大切だよということのを各小学校・中学校の教頭に向けて発信をさせていただきました。本課といたしましても実効性の高いマニュアル作りをこの夏進めるように呼びかけたところです。

次に36ページになりますが、今後予定する事業として7月31日に初めての試みですが、「イングリッシュ1dayキャンプ」ということで小学生25人、試行ですので磐田中部小学校と磐田西小学校の中泉学府の小学生を対象に希望をとってALT8名、静岡産業大学の留学生ボランティア4名、計12名と一緒に午後1時まで自己紹介をしたりとかゲームや活動をしたりだとか主に英語を使って交流を深めるという体験的な活動を取り組みます。これについては、豊岡学府も冬実施する予定です。効果があれば、来年度以降も他の学府にも広げていきたいと考えています。

その下の項目5英語教育研修会ですが、8月9日に小学校1～2年生の担任を集めまして、磐田版の英語カリキュラムというものがありますが、それを中心となって作成した教師が教師役を務め

て、その1～2年の担任が子ども役ということで模擬授業をして、体験的に英語の授業を学んでいくという試みを計画しております。以上でございます。

< 質疑・意見 >

なし

6 中央図書館

(中央図書館長)

実施済主要事業は37ページに記載のとおりですが、特に1の早稲田フェスタ in 遠州 2013の「命のビザ」で知られる外交官杉原千畝さんのパネル展は、新聞にも大きく掲載されたこともありまして、9日間で967人の来場者がありました。展示期間が終わってからも問い合わせがたくさんあり大変好評でした。

今後の実施予定の事業につきましては、例年通り夏休みお楽しみ会や夏休み子ども図書館クラブを実施する予定になっています。

今年度の新規の取り組みとしましては、38ページにあります古典文学講座を実施する予定です。万葉学会会員の磐田市富士見町在住の三上先生を講師としてお招きし、万葉集の中から名高い作品を紹介していただく予定になっております。図書館で実施する講座につきましては、子ども向けのものも大人向けのものも受付を開始するとすぐに定員が一杯になるような地域のニーズに即した活動を実施していると実感しております。今後も定評のある事業につきましては地道に継続していく必要があると考えています。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

7 文化財課

(文化財課長)

お願いします。39ページから40ページになります。予定事業の中からご紹介します。

2「夏の企画展」ですが、本年6月19日に重要文化財指定を受けました、「明ヶ島古墳群出土土製品」の展示を行います。指定となりました1,064点すべてを展示します。特に人物を表した土製品の、個性あるユニークな表情をみていただきたいと思います。8月18日には、記念講演会とともに、関西の女性・遼安(りょうあん)さんによる、復元された古代琴の演奏も予定しております。

10、8月20日から国分寺の発掘調査を行います。今回は、主要地方道磐田停車場線沿い旧禊教跡地において、東側の築地塀の所在確認、及び付属する施設の調査を予定しています。

他に、歴史文書館の講演会資料、文化財だよりをお配りしています。参考にしてください。

予定表にはありませんが、8月に文化財保護審議会を開く予定です。見付に市の登録有形文化財栗田家の土蔵があります。5棟からなる土蔵群ですが、地場産業でありました葉煙草製造に関わったもので、また群として残っているのも珍しいことから、平成17年度に登録を行いました。

平成21年度には駿河湾沖地震により4号棟が破損し、取り壊しを行っています。

土蔵全体が老朽化により傷みが激しく、周辺の住民からも何とかしてほしいという声が出ております。いずれにしましても現状の土蔵を補強しても利用は難しいと言われておりますので、取り壊しも一つの手段として考え、登録を抹消し、土蔵を解体する旨、保護審議会にかけたいと考えており

ます。指定文化財の解除ほど大きな反響はないかと思いますが、登録文化財の抹消ですので、それなりの意見は出されるかと思えます。

報告は以上です。

< 質疑・意見 >

Q 議会にかけていくことになるんですか。

A いえ、議会にはかけません。

Q 解体される時は市で行うのですか。

A 市の所有物になっておりますので。